

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案に対する修正案要綱

第一 商品役務等提供利用者等の保護

一 目的の修正

(第一条関係)

デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性への配慮を削除すること。

二 基本理念の修正

(第三条関係)

1 デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とするのではなく、デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上について責任を果たすことを基本とすること。

2 国の関与その他の規制を必要最小限のものとするによりデジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されることを旨とするのではなく、国が適切な関与その他の規制を行うことを旨とすること。

第二 特定デジタルプラットフォーム提供者の遵守事項の追加

(新第九条関係)

特定デジタルプラットフォーム提供者は、次に掲げる行為をしてはならないこと。

- 1 不当に、商品役務等提供利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下第二（2）の①を除く。）において同じ。）に対し、当該特定デジタルプラットフォームの提供を拒絶すること。
- 2 自己の取引上の地位が商品役務等提供利用者に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。
  - ① 当該特定デジタルプラットフォームを継続して利用する商品役務等提供利用者（新たに継続して利用しようとする商品役務等提供利用者を含む。）に対し、自己の指定する商品若しくは権利を購入させ、又は自己の指定する他の役務の有償の提供を受けさせること。
  - ② 商品役務等提供利用者に不利益となるように当該特定デジタルプラットフォームの提供条件を設定し、又は変更すること。
- 3 不当に、商品役務等提供利用者が当該特定デジタルプラットフォームを利用して提供する商品役務等の価格その他の取引条件を、当該商品役務等提供利用者が当該特定デジタルプラットフォームを利用する方法以外の方法で提供する同一の商品役務等の価格その他の取引条件と同等とし、又はこれよ

りも有利なものとするを当該特定デジタルプラットフォームの提供条件とすること。

4 不当に、自己と国内において競争関係にある他の事業者が提供する役務であつて当該特定デジタルプラットフォームと競合するものを利用することを妨害すること。

5 当該特定デジタルプラットフォームにより提供される場において、不当に、特定の商品役務等提供利用者に有利又は不利となるように、一般利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。）が検索により求める商品役務等に係る情報に順位を付することその他の方法により商品役務等に係る情報を表示すること。

6 不当に、当該特定デジタルプラットフォームの利用に係る料金又はその支払の方法を特定の商品役務等提供利用者に有利又は不利となるように設定し、又は変更すること。

### 第三 私的独占禁止法に基づく課徴金の特例の追加

（新第十五条関係）

1 特定デジタルプラットフォーム提供者が私的独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（私的独占禁止法第二条第九項第五号に該当するものであつて、継続してするものに限る。）をした場合における私的独占禁止法第二十条の六に規定する課徴金の額の計算に係る売上額等に乗ずる率（2において

「算定率」という。)を百分の五に引き上げること。

2 1の場合において、当該特定デジタルプラットフォーム提供者が当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に私的独占禁止法第二十条の六の規定による命令を受けたことがある者であるときは、算定率を百分の十に引き上げること。

#### 第四 検討条項の追加

(附則新第三条第一項及び第二項関係)

1 政府は、この法律の施行後一年以内を目途として、デジタルプラットフォーム提供者の活動に関する実態の調査及びデジタルプラットフォーム提供者と利用者との間の紛争の調停を中立公正な立場において行う機関の設置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後一年以内を目途として、委託を受けて被提供者に商品役務等を提供する業務に従事する者の処遇の改善のための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 第五 その他

##### 一 用語の整理

- 「商品等」を「商品役務等」に、「商品等提供利用者」を「商品役務等提供利用者」にすること。
- 二 その他所要の規定を整備すること。